

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則 二七三

告 示

○福島県議会定例会を招集する件 二七七

○土地改良事業計画を変更することを認可した件 二七七

○県営土地改良事業計画を定めた件 二七七

○県営土地改良事業計画を変更した件 二七七

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 二七七

○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 二七七

公 告

○随意契約の相手方を決定した件三件 二七八

○落札者を決定した件 二七八

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 二八〇

○県営土地改良事業の工事が完了した件二件 二八一

規 則

福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十二号

福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

福島県生活保護法施行細則（昭和五十四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十九号様式を次のように改める。

第19号様式(第15条関係)

年 月 日

就労自立給付金申請書

福島県 保健福祉事務所長 様

申請者 住所又は居所

氏名

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

4. 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめてご記載ください。)

(カ ナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

第二十一号様式を次のように改める。

第21号様式(第17条関係)

年 月 日

進学準備給付金申請書

福島県 保健福祉事務所長 様

申請者

住所又は居所

(大学等に進学する者)

氏名

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名 _____

2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 進学先

学校名 _____

4 進学後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)

 大学等進学前の住宅と同じ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)

居住 (予定) 地 _____

5 関係書類

(1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか

・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し

・ 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し

・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し

(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

(3) その他支給決定にあたり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合には、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先 (大学等に進学する者の口座に限ります。)

金融機関名 _____

銀行・信用金庫・信用組合

(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____

支店 (ゆうちょ銀行除く)

記号

--	--	--	--	--

支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類

 普通預金 当座預金

(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

(右につめてご記載ください。)

(カナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の福島県生活保護法施行細則第十九号様式又は第二十一号様式（次項において「旧様式」という。）により提出された申請書は、改正後の第十九号様式又は第二十一号様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（社会福祉課）

告示

福島県告示第三百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を令和五年六月二十日福島市に招集する。

令和五年六月六日

福島県知事 内堀雅雄
（総務課）

福島県告示第三百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、矢吹原土地改良区が矢吹原地区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて、令和五年五月二十四日認可した。

令和五年六月六日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

福島県告示第三百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、成田溜池地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和五年六月七日から
月二十六日まで（二十日間）

三 縦覧の場所
桑折町役場

（農村計画課）

福島県告示第三百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、山口地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和五年六月七日から
月二十六日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
田村市役所

（農村計画課）

福島県告示第三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年六月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
白河市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第三百七十八号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年五月二十九日次のとおり指定した。

令和五年六月六日

福島県知事 内堀雅雄

公告

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 福島エーアン 本宮市仁井田字馬 令和五年六月七日から
 ドエープロイ 乗二二番地 令和一〇年三月三十一日まで
 ラー株式会社

売りさばき所の名称
 及び所在地
 福島エーアンドエー
 プロイラー株式会社
 本宮市仁井田字馬乗
 二二番地
 (出納総務課)

公告第116号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービスの委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年6月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービス 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
 令和5年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
 東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 随意契約に係る契約金額
 49,093,000円
- 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 随意契約とすることとした理由
 特例政令第11条第1項第2号該当

(デジタル変革課)

公告第117号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）

号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年6月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
358,974,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(デジタル変革課)

公告第118号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムサーバ更新業務賃貸借の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年6月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステムサーバ更新業務賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
218,388,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(デジタル変革課)

公告第119号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムネットワーク機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年6月6日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステムネットワーク機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月30日

公告第百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、
駒形第三地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）の工事は
令和五年三月二十八日完了したので公告する。
令和五年六月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

公告第百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、
栗村堰地区に係る県営農村地域防災減災事業（用排水施設等整備（農業用河川工作物応
急対策事業））の工事は令和五年三月三十日完了したので公告する。
令和五年六月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）